

会議録要旨

会 議 名	第 2 4 回 恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成 2 5 年 2 月 5 日 (火) 1 5 : 3 0 ~ 市民会館 2 階大会議室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 高橋 修 松尾重喜 山口裕美 相坂正一 高橋英志 藤本恵美子 菅原宏輔 事務局 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任 傍聴なし

開会 (横山委員長)	
今日は 2 4 回目の市民委員会で、終了後にフォーラムが開催されます。それでは、議会改革検討協議会についての事務局からの報告からお願いします。	
事務局	昨年 1 2 月 2 1 日に C 部会と議会改革検討協議会との意見交換を行いましたが、議会側ではこの意見交換は継続して行われるものと認識されていたようで、その後開催された協議会の場で、意見交換は行わないのかという質問が出されました。委員会及び部会としては、既に意見交換の場を設けてご意見をいただいたので、それで終了という認識であったため、課長が協議会に出向いてその旨を説明いたしました。そこで、今後は、1 2 月 2 1 日以後の市民委員会における議論の経過の報告に併せ、議会や議員の規定事項に関してご意見などがあればお伺いして市民委員会に伝えることとして、事務局が議会改革検討協議会に出席させていただくことといたしました。以上のような経過がありましたのでご報告いたします。
委員長	すると、議会側としては市民委員会との意見交換を希望しているのですか。
事務局	希望というよりも、1 2 月 2 1 日の意見交換の様様を掲載した新聞記事に、「市民委員会では、市長提言の前に改めて意見交換の場を設ける考えだ」というように書かれたこともあって、市民委員会側から意見交換をやると言っているという認識です。議事録で発言内容を確認しましたが、はっきりとそうは言っていないものの、受け止め方によってはそう捉えられても仕方がないような発言だったのかもしれませんが。このため、2 月 1 3 日に開催される議会改革検討協議会に事務局が出席して、経過報告と意見等を伺うこととしております。
委員長	新聞にそのように掲載されたということですね。議会側との認識の相違に関してはそれで大丈夫そうですか。
事務局	大丈夫だと思います。
委員長	分かりました。それでは事務局には出席をお願いします。そこでは今日のフォーラムの様子についても報告してください。
それでは、条例素案 (案) に対する意見の検討に入りたいと思います。前回は市長意見について検討いたしました。そこで積み残しになったものについて本日検討したいと思います。	
積み残したもののうち、コミュニティに関するものと、新たな施策は市民委員会ということなど職員意見の検討項目と重複しています。このため、職員意見の検討の中で議論することになるので、市長意見としての検討は行わないことといたします。	

それでは職員意見の検討に入りたいと思います。全部で135件ということで、事務局は当然と思うかもしれませんが、私としては驚くほどの件数の多さです。事前配布された資料に、青字と赤字に色分けされた表がありますが、市民委員会で検討すべきとしたものを青、既に議論済みであったり単なる質疑・意見表明で検討対象とならないものについては赤で記載してあります。はじめに、事務局から説明をお願いします。

事務局 職員から出された135件の意見ですが、内容には質問や意見なども含まれており、質問などへの回答と意見の取扱いを記載したものを庁内ネットワークに掲載し、一度すべて回答しております。そうして、市民委員会で検討すべきとしたものを青で、検討項目とはしないこととしたものを赤というように区分けして全部の意見を載せた表が一つ。もうひとつ、その検討すべきとした意見を基に新旧対照表形式で修正案をまとめた表がもう一つあります。

検討すべき意見としたものは27項目ありますが、職員意見に対して市長と取扱いについて協議をしたものがあります。そのひとつは、番号の4番、「まちづくりの基盤」の表現についてで、市長からは「メルクマール」ではないかという意見をいただきました。そういうことから、和訳して「まちづくりの指標」とする修正案を作成しています。

次に、14番のコミュニティに関してですが、見出しは「コミュニティ活動の推進」のように書く方が適切ではないかということと、1項を加えて、広くコミュニティ活動の支援についてと地域コミュニティとの協力関係について分けて規定するという修正案です。

次に、24番の市民参画を担保する規定の追加についてで、市長意見の新たな施策の企画立案は市民委員会などを基本とすべきということと同じ内容です。その内容をどこに盛り込むかという点については、市長の責務に書くしかないのではないかとということで修正案を作成しています。

以上3点が市長からの意見を踏まえて修正案を作成したもので、それ以外は職員意見に従って修正案を作成してあります。

委員長 それでは、青と赤に色分けされた135件の意見ですが、事前配布されているということで、委員の皆さんが読んでみて赤に区分けされているものの中で、議論した方が良かったものがあればご意見ををお願いします。

○ はい。意見番号の42番ですが、「けん制」という文言の使用についてももう一度話し合いたいと思います。

委員長 第7条第1項の部分ですね。ほかにございますか。

○ 議論の項目ではありませんが、一度すべてに回答をして全職員に流したという報告がありましたが、その回答に対しての意見というものはあったのか教えてください。

事務局 特に意見はありませんでした。

○ 分かりました。意見に対して事務局で回答をしたということでしたので、その回答に対しては、さらに反論のような意見があるのかなと思ったものですから。

委員長 ほかにありませんか。

○ それから119番です。見直しの期間を5年としていますが、期間について5年がいいのか3年なのか10年なのか議論したいと思います。

委員長 わかりました。あとはどうでしょう。

- 進め方について確認したいのですが、青の項目について修正案が出ていますが、この場で議論をしてやっぱり当初案がいいとなればそれで良いということによろしいですか。

委員長 勿論です。あくまで市民委員会として提言します。職員から出された意見のように修正する場合の修正案ですので、市民委員会でどう結論を出すかは別の話です。

それでは、42番と119番について検討したいと思います。はじめに42番ですが、第7条第1項をご覧ください。「議会は、市の重要事項の意思決定を行うとともに、市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担います。」という規定にしていますが、職員からは、「けん制」という言葉は、自分の目的を有利に運ぶために相手に対し威圧したり威嚇したりするという意味が含まれており、一般的には戦いや争い事などで使用されることから、条文の文言としては馴染まないと考えるため、削るか違う文言の方が良いのではないかという意見が出されています。これについてはいかがでしょうか。

- 事務局に確認したいのですが、この部分についてどういう議論をしたのか教えてください。

事務局 全職員宛に回答した内容なのですが、「けん制」という語句の使用については、部会や市民委員会でも賛否が分かれ、議員との意見交換でも話題になり、そこでは肯定的でした。憲法第93条を直接の根拠とする地方公共団体の二元代表制の説明は、一般に「議会と長が、それぞれ独立の立場において相互にけん制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治の運営を図る。」とされることから、他市でも「けん制」という表現を用いているところが多くあります。というように回答しています。

- すると法令の用語例ではなく、考え方というか説明なんですね。

- 私は、「けん制」という言葉には異論はありませんが、市民委員会で議論済みという整理がされていたので、どのように整理されていたのか確認がしたかったものです。

委員長 分かりました。それでは、もうひとつの119番について議論をしたいと思います。第28条第1項ですが、「市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢に適合しているものであるか検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします」という規定なのですが、職員の意見では、「5年という期間の根拠が不明なので、「必要に応じて」というような表現の方が良いのではないか」ということです。

4年という首長の任期を意識した期間を設定することも多くありますが、5年を超えない期間とするとその部分も含めることはできる期間設定にはなりません。このため、同じような期間設定をしている自治体も多くあります。

- 「必要に応じて」とすると、反対に必要な見直しが見直さなくてもいいということになるので、この意見には賛同できません。やはり一定の期間を設定し、その期間を最長期として上限を設ける必要があると思います。しかし、そこを4年とするか5年とするかについては、根拠というものではなく、一般常識として5年なり10年なり、あるいは3年というように決めれば良いのではないのでしょうか。ただ、こういったものは5年というのが相場なのではないのでしょうか。

委員長 そうですね。必要に応じてということにすると、場合によっては、10年、15年と見直しをしなかったときでも、必要がなかったからというような言い訳ができてしまいます。また、条文の見直しというだけでなく、条例を基にしたまちづくりの見直しということも大事ですので、そういう面から考えると、最低でも4～5年おきにはする必要があるのではないかとということで、「5年を超えない期間」という表現に至ったのではないのでしょうか。

- 私の意見は、緊張感を持たせるという意味から3年程度が良いのではないかと考えて、5年では少し長いと思っています。見直しは絶えずやるということが大事なのではないかと思えますし、5年だと長くて忘れてしまうのではないかと考えますので、緊張感を持って検証チェックシステムを強化するという観点から3年ということをご提案したいと思います。

委員長 今のご意見に対してはいかがでしょう。

- 3年という期間にすると、スケジュールはどのようになるでしょうか。
- 私が考えているのは、今回条例を作ったら1年又は2年以内に見直しをするための委員会を市民参加で設置して、恒常的に継続性を持たせたいということで、そのために期間を短くするというものです。
- 継続的に見直しをしなければならないというのはそのとおり重要ですが、3年という期間では、最初に見直しをして翌年に修正をした場合でも、その年には次の見直しの準備に着手しなければならないということになってしまうと思うのですがどうでしょうか。
- 見直しに着手ということではなく、やはり委員会なり検討会なりを作りながら、そうすると3年間の中で新しく選ばれたメンバーが協議をして、まあ現在のところは良いだろう、次回に延ばそうというようにクッションを置きながら、3年が終われば6年目に向かっていくわけですから、そのメンバーが検証するというチェック機能をやはり高める方向で条例を活かすことを考えてはどうだろうかということです。私はこういう発想なんですけども、5年ではかなり忘れてくるというか、中には悪く言えば5年目くらいにじゃあ委員会を立ちあげようということも出てくるということです。

委員長 5年を超えない期間で見直すということですが、その1年前くらいには委員会が立ち上がるということになるでしょう。他市でもそうでしたが、見直し時期の1年前に委員会を作り、半年くらいの議論を行います。そういうことからすると、5年というのは長いような気がしますが、そうでもないです。反対に、せっかく良いものを作ろうとこうして努力しているわけですから、3年という期間だと、施行後1年経ったらもう委員会を作らなければならない訳で、効果が現れる前に検証しなければならないのではないのでしょうか。

- 先ほどのご意見に対してですが、この条例の実効性を担保するという点ではご意見のとおりなんだと思います。問題は、この基本条例の中身をいじるかどうかということよりも、条例の理念がどれだけ浸透しているかということを検証する必要があるということです。基本条例ですから、5年程度の社会情勢の変化で条例の中身を変えなければならないようなものを我々は検討してきた訳ではなく、永続性のあるものを前提に議論をしています。条例に基づく事業などについては、3年と言わず毎年見直しが必要だと思いますが、条例自体の見直しということになりますと、もう少し長い期間とした方が良いと思います。

○ 分かりやすく解説していただいてありがとうございました。私は、この条例を見直す期間を3年と言いたかったのではなく、中身を検証しチェックすることが重要と言いたかったもので、そういう規定が条例にはなかったのが、たまたまこの部分でお話をいたしました。やはり実効性を検証することが重要で、市民と行政の協働のまちづくりの指針も同じで、結局は作ったままになっていて、どのように活用されているかということをやっている部署があるかもしれませんが、市民には伝わってない。市民はそういうものがあるということも知らない。そういう実態があるので、やはりそういうことのないようなシステムを作らなければダメなのかなというように思います。

○ 確かに条例の中には、条例に基づく事業を検証するという視点は設けられていませんね。

委員長 自治体によっては、市民会議のようなものの設置について規定して検証をするということも規定しているところもありますが、そのやり方が良いのかということは議論になると思います。例えば帯広市では、行政側の発案で見直し作業を行い、そのときに市民会議のような組織を作りました。見直しのやり方についてはいろいろな方法が考えられますので、市民会議の設置ということまで規定しなくても良いのではないかと議論はあると思います。全く見直しをしないというのは問題ですが、やり方については選択の余地があって良いと思います。

○ 基本条例は、理念条例と言いますか抽象的な内容が多いので、進捗状況の確認などを具体的にどうやれば良いのかは思いつきませんが、何かそういう視点の規定を条例の中に書ければ良いのではないかと思います。実効性を担保するような仕掛けができれば良いと思います。

委員長 例えば、「市民参加の機会の充実」「協働の推進」という項目について、具体的にどういう点が進んだのかという検証ができると思います。また、「コミュニティ活動」がどう変ってきたかや「パブリックコメント制度」についてホームページに載せるだけでなく、市民が意見提出できやすくする工夫ができないかなど、具体的に検討することができます。

恵庭のように市民委員会を作って市民中心で条例を作っているところは、条例制定後に何かしなければならぬという意識を持っていますが、他市の条例を集めて形だけ真似て職員が基本条例を作ったような自治体では、まったく見直しをしないということもあります。

しかし、それを条例にどう規定するかということについては、市民会議の設置が本当に良いのか大きな議論になると思います。苫小牧市の条例をご覧いただきたいのですが、市長の諮問機関として市民自治推進会議を設置するということを規定しています。ここまで規定しているのは稀だと思いますが、このような例もあります。

どうでしょうか。ご意見はございますか。本州でもこのような規定を置いている自治体はありますが、最初からそこまでの制度設計ができるのかは慎重に考えなければなりません。最初の見直しを行うときに市民会議などの設置も含めて検討するという方法も考えられます。

少なくとも、見直しについて規定しておけば、方法についてはそのときの考えになりますが、見直しが行われるということになります。規定をしておいてまったく見直しをしないということでは困ります。

○ 市民会議を立ち上げることはなかなか大変なことなので、市サイドに条例の進捗状況の公表を義務付けるということを書くことはできないでしょうか。どういう報告なのかはさっぱり思いつきませんが。

○	例えば奥州市の例では、「履行状況等の検証」という見出しで、第36条に「市は、毎年度、この条例の市政運営に係る規定の履行状況について検証し、適切な方法により公表するものとする。」というように規定しています。条例の見直しの時期は5年を超えない期間ごととしています。が、こういう規定を置くと良いのかもしれませんが。
○	このような規定は良いですね。実際どういう報告をしているのか見てみたいですね。
事務局	公表するということですので、公表されていないか調べてみて、分からないときは市の担当部署に照会してみたいと思います。
	私たち事務局としても、今は条例を作ることに一生懸命になっていますが、制定後の管理運用について、実効性を確保するためにどうすれば良いだろうかということはおんやり頭の中にありまして、どの部署が所管するのが良いかということも含めて副市長と意見調整をしたときに相談して見たことがあります。はっきり具体的にこうしようという方策は出ませんでした。アイデアの一つとして、例えば協働の主体を担う市民活動センターのような組織が作られれば、そこが条例を管理するという訳ではなく、その活動は基本条例に強く関わってくるものになるでしょうから、市民活動を行っている団体に関わっている人たちがこの条例について常に意識してもらえたら良いのではないかなという話をしました。具体的な方策は出ていませんが、そのように市としてもどうしたら良いのだろうかとは考えています。
	また、進捗状況を検証するための数値指標については何をいいたら良いかということも考えていますが、なかなか難しいです。例えば、施策の企画立案に市民委員会方式が増えることが予想されますので、その種類や会議の開催回数なども候補にしています。
委員長	なるほど。苦小牧市の諮問会議も市長の諮問機関になっているように、行政が主体的に検証を行っていく必要があります。これはすぐに決められないようですので、奥州市を参考に宿題にしましょう。苦小牧市のところまで書くのは荷が重いかもしれません。市民組織がもう少し成熟してくれば良いのですが、現段階では奥州市のような規定までが妥当なのかもしれません。
	しかし、奥州市の第37条の規定があれば第36条はなくても良いのです。条例をきちんと検証するということが大事で、それはまちづくりの検証でもあるわけです。問題は、検証することになっているにも関わらず行っていない自治体であって、検証を行うということこそが大事なのです。それではこの件は、次回以降に持ち越したいと思います。
	それでは、赤字部分については終えて、青字部分について議論を進めたいと思います。青字部分については事務局で個別に抜き出してありますので、順に進めていきたいと思います。始めに、前文の①と②について事務局から説明をお願いします。
事務局	前文ということですので、こうでなければならぬというものはありませんので、こういった意見があったという紹介になります。①は、他の自治体の基本パターンを見てまちの歴史についても書き加えた記述形式で、②は、「花・水・緑」という第4期総合計画のキャッチフレーズに類似したコピーを使用することに疑問があるという趣旨の意見です。
委員長	修正案というのは、意見を出された職員の方が出したものなのですね。原案というのは私たちが作成したものです。前文については、それぞれの人のそれぞれの思いなので、明治30年というところを入れたいという思いを持つ人もいるということなのですが、これについてはいかがでしょうか。
○	私は、これを読みまして、この文章が良いかは分かりませんが、この程度の歴史観は前文に書

き加えたら良いのではないかと思います。歴史から始めて最後は未来に向かうというこの①の構成が良いと思います。①の文章にはいらぬものも含まれていますが、歴史と現状と未来という内容が良いと思います。

委員長 原案での未来に向かう表現は、「持続的に発展」という部分になるでしょうか。歴史ということになると①のように明治30年7月というような記述も必要になるかもしれませんが、歴史というのは間違えわけにはいきませんので、史実を確かめなければなりません。

○ 過去、現在、未来が入っていれば良いというのはそのとおりだと思いますが、我々には市民憲章があります。市民憲章でも過去について少しですが触れています。この条例は、まちづくりの基本条例ですので、過去について書き及ぶ必要はなく、原案が良いのではないかとこのように思います。

委員長 まちづくり基本条例なので、何から何まですべて書かなくても良いのではないかとこのご意見ですね。アピールする部分は何なのかということでも考えるということですね。他市でも歴史を入れたいという意見があり、年号を書き込みたいという意向もありましたが、本当に正しいのかということは考えなければなりません。

○ ①の案は、美文調のどこにでもある基本条例前文の基本パターンですね。文章中「英知を重ね素晴らしい発展をとげ」というようにありますが、抽象的でどのように素晴らしいのか説明が難しいことや、「全市民が一丸となって進める」というよく使われる表現ではあります現実的ではないものなど、そういう抽象的な美文は使わず、恵庭の現状認識から始め、どういうことをしたいのかということを考えて前文を起草したので、修正案がダメということではありませんが、原案のままが良いのではないかと思います。

②の案は、考えられたのですが前段部分と大部分が重複しているので、この案ではちょっとどうかというように思います。

○ 私も同じ意見で、歴史から書き始めるということも考えましたが、条例を読む人に対しては、歴史に触れなくても条例で言いたいことは伝わるのではないかと思います。あと②の意見については、第4期総合計画のキャッチフレーズに類似しているということはそんなに問題なのでしょうか。方向性の違う間違ったコピーという訳ではありませんし、新たにコピーを考えなくても今のコピーが適切であればそれを使っても構わないのではないかと思います。このため、原案を修正する必要はないと思います。

○ 他の自治体の例を見ますと、だいたい3行くらいでまちの歴史や経過を書いていることが多いようです。川であったり山であったり自然風景も書いているようです。①の文章は、汎用型と言いますかどこでも使用できる文章だと思います。恵庭市だからという歴史を表しているようにも思えません。なので、もし書くのであれば、固有の山や川について記述することが大事になるように思います。私は、原案はすっきりしていて分かり易いというように思っています。確かに他の自治体の例では、だいたい歴史について書いてありますね。

委員長 ①と②は別の職員からの意見なのでしょうか。

事務局 別の職員です。職員意見の回答や取扱いを全庁に返したときに、①②の意見については市民委員会に報告しますというようにしたためここでご紹介しているもので、①の回答にあたっては、

「市民委員会及び前文を起草したF部会では、先例の市町村のほとんどが「地理や歴史を引用したまちの成り立ち、成り立ちから現在までの変遷、まちの産業、未来への決意」という構成で前文を書き、大変冗長なものとなっていることから、「私たちの願い」を実現するために基本条例を制定するというに特筆してメッセージしようという方針を立て、コンパクトにまとめた文案を考えました。」という注釈を付けています。

②については、「当該部分は、第4期総合計画のキャッチフレーズを意識していますが、市民委員会及び前文を起草したF部会では、総合計画の「人がふれあう」の部分を超高齢社会のキーワードである「支え合い」を用いた「人が支え合う」に置き換え、市民によるまちづくりの成功例である花のまちづくりを前文に書いた上で「水・緑・花」を「花・水・緑」に変えることによって相違性があると考えています。」というように注釈を付けました。

②に関しては、意見が二つに分かれていまして、総合計画のキャッチフレーズに似せるのであれば変えないでそのまま使った方が良いという意見と、似せても同じようなものなので、第4期が平成27年度で終わるため、別の表現にした方が良いという意見があります。

委員長 総合計画というのは期間が定められています。10年という期間のまちづくりに対して用いられるコピーですので、似せるのは良いとしても同じようにするのは良くないかもしれませんね。

○ そのキャッチフレーズの問題は、以前の委員会で議論を終えています。私たちの意見がこういった意見を出した方たちに伝われば良いのですが、伝わらなければ「せっかく意見を出したのに否定された」というように勘違いされても困ります。本当であれば、意見を出された方々をこの場に呼んで議論ができれば良いと思います。

委員長 そうなのでしょうが、この時期に至っては難しいことですね。事務局でうまく説明していただくしかないですね。

○ そうですね。しかしこれだけの数の意見が出たというのは素晴らしいことですね。その意見に対しては、説明できるものは説明していくということが大事だと思います。

委員長 それでは前文については、原案のとおりそのままということでもよろしいですか。起草委員会に当たる部会で考えたものなので、尊重したいと思います。

続いてはコミュニティの定義についてですが、これは定義だけの部分なのでしょうか。

事務局 はい。定義では、前段に地域コミュニティを、後段に目的で集まるコミュニティを書いているので、「や」で接続するところに読点をつけたらどうかというご意見です。

委員長 そうですね。私たちも文章を校正したりするときに見逃したりする部分ですね。このご意見のように読点を付けるということで良いですね。

○ 私たちは気づきませんでした。良くこの方は気がつきましたね。

○ 法令文の中で「や」というのはあまり使いませんよね。

委員長 一般的な法令文の書き方とは少し違いますが、規制条例ではないまちづくり基本条例ですので、このような書き方をすることで良いと思います。いずれにしてもこのようなご指摘はありが

たいですね。

それでは次の「まちづくりの基盤」の表現に関してですが、議論をしておきたいと思います。前回は「土台」「基盤」「基礎」などの表現について議論しましたが、「指標」や「メルクマール」という言葉が出てきました。まちづくりのメルクマールや指標ということですが、どのような意味合いで用いているのでしょうか。

事務局 「ものごとを進めたり判断するときのよるべき基準」という意味です。第3条は条例の位置づけを規定することとしていますので、職員意見にも「基礎となる考えを示す」程度が良いのではないかというものがありましたが、位置づけとしては少し弱く、わざわざ条を建てて規定する内容にもならず、「まちづくりの〇〇」というように端的に表現できるものが位置づけとしてはふさわしいものと考えております。

委員長 「メルクマール」を最大限尊重するという趣旨の文章構成になると少しおかしいような気がしますがいかがでしょうか。

○ 前に議論をしたときに、「条例は基盤である」というのは、主語と述語の関係からおかしいように思っていました。違和感を覚えたのは、「条例」という「形ある物」ではないものを「基盤」という物質的なものと表現することについてです。「基礎」というと少し広がる印象はあります。「道標」とすると、過ぎ去ってしまいそうで、条例は未来に向かって進んでいく先を示すものなので、それもどうかと思います。

メルクマールというと、物事を区別するときの基準という意味が強いように思いますが、指標とするともう少し先のことを表現しているようで、私は良いように思います。

委員長 指標とメルクマールの違いは何でしょうね。国語力の問題になってしまいそうです。

○ この職員からの意見も説得力があります。条例間の関係について述べて、そのため「基礎となる考えを示す」程度が適切と言われると、そうかなと思います。

○ この条例間の関係についての話は、他の条例が根拠となる法令の改正によって変わった場合に、基本条例と異同が生じたという状況を述べています。そうしたときに、基本条例と一致しない状況になったときの効力というのはどうなるのでしょうか。基本条例に反しているのですからその部分においては効力がないというような関係性になるのでしょうか。

委員長 そもそも言いますと、何かを規制しているわけではありませんし、現在ある条例とまったく違うものができるという訳でもありませんので、そういう事態にはならないと思います。ただ、まったくないと言いきれるものではありません。

○ そうですね。抽象的に規定していますので、そういうことは起こらないと思います。

○ ここで挙げられていることの例は、恵庭市に景観条例があったとして、国が景観に関する法律を大幅に改正したために、恵庭市の条例の内容が法律に反するものになってしまった場合は条例改正をしなければならなくなるのですね。

事務局 そうです。条例は、法律の範囲内で制定することができると憲法で規定されていますので、法律に反することとなった場合は条例を改正しなければなりません。法律の優先適用に関する例

ですが、「特別法は一般法に優先する」という適用関係の考え方があります。条例においてもこの考え方をうれば、まちづくりにおいて何か特別な事項を規律対象にした条例が作られた場合は、その部分については基本条例よりも優先して適用されるという関係は考えられます。しかし、今取り組んでいる条例は、他の条例と調和こそすれバッティングするような内容を規定することはないと考えておりますので、そうした事態には陥らないと思います。

委員長 どうですか。他の委員さんからもご意見をお願いします。

○ 私は、まちづくり基本条例ですので、素直に「まちづくりの基本」としても良いのではないかと考えています。「基本」という言葉は、子どもからお年寄まで理解できる言葉だと思います。

委員長 「基本」「基盤」「土台」「指標」いろいろ出てきています。

○ 私も素直にいくなら「基本」が良いのではないかと思います。工夫していろいろ考えを巡らせてきたのですが、元に戻ったというところでしょうか。

委員長 それでは「基本」ということにしましょうか。

○ 我々が議論したのは、基盤というのは建物の土台という意味ばかりではなく、物事の土台であるということで、指標というのは柔らかいということから基盤に決めたという経緯がありました。けれども、また、「基盤ではない言葉」という意見を受けて変更するのであれば、基盤と指標の中間に位置する「基本」ということで良いかなとは思いますが。

○ 「まちづくりの基盤であり」又は「基本であり」と断言してしまうことに問題があるのであれば、「基盤となるものであり」や「基本となるものであり」という言い回しにするのはいかがでしょうか。

委員長 なるほど。いかがでしょうか。「基盤となるものであり」というような言い回しにするということはどうでしょうか。だんだん難しくなってきましたね。事務局側ではどうですか。

事務局 この場合、「基盤となるもの」の「もの」が何を表すかを考えると、恐らく「条例」になるのではないのでしょうか。そうすると、「この条例は、まちづくりの基盤となる条例であり」と規定することになると思います。そうすると用例としては同じ意味かなとは思いますが。

委員長 そうですと「基本」とすることにしましょうか。

○ その方がいいと思います。

委員長 それでは続いて「市民の責務の規定内容」について、2項目ありますが、最初に事務局から説明をお願いします。

事務局 一つ目は、市民の責務についてももう少し強い規定をすべきではないかという意見です。具体的に「互いに尊重し合い」の部分で「互いの権利、立場、異なる意見を尊重し、倫理、道徳、節度を持ち、全体の一部であるとの認識に立って」と修正する意見になっています。

二つ目は、市民憲章を意識し、日常生活の道標となるよう規定に加えてはどうかという意見で、

第2項を新設し、「市民は、恵庭市民憲章を行動規範とし、日々の生活において常に意識するよう努めるものとします」という規定を置いてはどうかという意見です。

委員長 それでははじめに一つ目の意見について検討しましょう。分かり易い条例を目指して素案を考えていますが、随分と書き加えたいという意見のようですね。

○ 私は、思想的にこの意見には賛同できません。「全体の一部」という表現に関しては、私の思想信条から大きく離れてしまいます。

○ 私は、「互いの権利、立場、異なる意見を尊重」という部分は良いと思いますが、それ以降についてはどうかと思います。「互いに尊重し合い」という部分を分かりやすく説明しているというように考えています。

○ 前段部分はこれくらい丁寧に書いても良いかもしれませんね。

○ 「異なる意見」ということは必要でしょうか。

○ 賛成・反対関係なく意見を尊重する必要がありますので、「異なる」は必要ありませんね。

委員長 尊重しなければならないのは、権利、立場、意見で十分でしょうか。他にも加えなければならないものもありませんか。

○ 個別に書いていくと、性別や出身の問題などに及んできます。そういう懸念を考慮すると、「お互いに尊重し合い」という程度に落ち着くのではないのでしょうか。

委員長 そういうことになるかもしれませんね。

○ 言われてみると、なるほどこういう具体的なことを入れた方が良いのかというようにも思いますが、ここは市民の責務ですので、「互いに尊重し合い」では不十分でしょうか。言いたいことが伝わらないのでしょうか。

委員長 私は伝わると思います。

○ ご意見のように書き並べたものを読んでも、こういうことを入れても良いのかなあという気になりましたが、原案を読んだときにも何も違和感なく理解できましたので、特に修正する必要はないと思います。

○ 原案のままでよろしいのではないのでしょうか。ここに書き並べられたものが含まれているということ認識するという程度でよろしいのではないのでしょうか。

○ 私もそう思います。それと、第2項は修正案のとおり加えても良いのではないのでしょうか。

委員長 それでは第1項は原案どおりということにいたします。では次に、第2項の市民憲章について書き加えた方が良いのではないかという意見について議論したいと思います。市民憲章というのはいつ頃できたのでしょうか。古くからあるものですか。

○ 昭和45年に制定されています。

○ 市制施行に合わせて作ったようですね。

委員長 内容はどのようなものでしょうか。

○ 市の封筒に掲載されていますね。

- ・ 自分の仕事を愛し、じょうぶなからだで働きましょう
- ・ たがいに尊重しあい、なごやかな家庭をつくりましょう
- ・ 自然を愛し、緑の美しいまちをつくりましょう
- ・ きまりをまもり、住みよいまちをつくりましょう
- ・ 知性をたかめ、かおりゆたかな文化のまちをつくりましょう

○ 内容としては、どこにでもあるような一般的なものですね。ですので、これは市民が市民憲章を唱えて常に意識するようすることを加えるかどうかということですね。町内会などの集まりで読みあげているところもあります。他のまちでは会議の前に読みあげているところもあるようです。

委員長 そのように取り組んでいるまちもありますし、全く忘れられているまちもあるようです。

○ 市民憲章をすべての学校に張り出しているところもあります。恵庭ではそこまでの取り組みには至っていませんね。

事務局 しかし、以前議員との意見交換会で、議長が、恵庭では小学校中学校で市民憲章作文コンクールを行い、そのことによって市民憲章が市民に根付くようにしている。基本条例もそういった工夫をして市民に浸透する取り組みを考えてほしいとお話されていましたが、そのように例に挙げられるくらい市民憲章は周知されていると考えても良いのではないのでしょうか。

○ 作文を提出する学校については全部ではなく、特定の学校のようなようです。市民憲章については盛り込まなくて良いのでしょうか。

委員長 他の委員の方のご意見はいかがでしょうか。

○ 以前、市民憲章推進協議会の事務局次長を引き受けていました。作文コンクールのお願いで学校を回ったり、市民憲章板の設置をお願いしたりしました。そのように取り組んできたのですが、条例に書き加える必要があるかと言えば、何ともお答えできません。確かに現在も市民憲章推進協議会は頑張っていますが、どこまで浸透しているかということの評価は難しいです。

○ このご意見は、行動規範とすべきというもので、義務を課すような規定になっています。このため、そういうことが適切かどうかとも考えなければならないと思います。

○ 市民憲章に書いてあることは当たり前のことで、特段問題にするようなことはありませんが、「日々の生活で意識するよう」と言われると、重苦しいというか押し付けがましい感じがします。

○ 特にこだわりませんので、加えなくてもいいです。

委員長 それではここは加えないということにいたします。
次に、議会の責務の規定内容についてお願いします。

事務局 議会の責務について、「市民の意思を反映するよう努める」の前に、「市全体を見据え、多数の」というように書き加えてはどうかという意見です。

委員長 これではいかがでしょうか。

○ 以前に議論をした、議会議員は選挙地盤の地元のことばかりではなく、市全体のことを考えてほしいということからは「市全体を見据え」という部分には賛同できますが、民主主義の原則が多数決だというのは、私の理解と全く違っていて、民主主義というのは、手間がかかっても過程を大事にして、どうしても決まらないときは次善の策で多数決によらなければならないというもので、積極的に多数決を推奨している仕組みではないというのが私の理解ですので、「多数の」ということには賛成できません。

○ そうですね。そのように規定すると、少数意見は無視されてもいいというように考えられてしまう危惧がありますね。

委員長 我々は相当の議論をして、「市全体を見据え」という部分については、そうあってほしいということでは一致しましたが、規定内容には敢えて盛り込まなかったものですよ。それは、議会は議会としての活動の独自性があることから、押し付けがましく規定するのは止めましょうということでした。意見の内容は私たちも理解しているところですが、これまでの議論の経過に従うと原案どおりということになるとは思いますがいかがでしょうか。

一同 賛成

委員長 それでは次の「議会」「議員」「職員」に「市」を加えて「市議会」というような表記にしてはどうかというご意見ですが、どうなんでしょう必要でしょうか。恵庭市のまちづくり基本条例ですから、職員と言えば「市職員」のことですよ。

事務局 全庁に回答したときには、「一般的な法令文では原案のとおりですが、ご意見の表現の方が分かりやすいかどうかという視点で検討します」という注釈を付けました。

委員長 どうですか。耳に馴染んでいるのは「市議会」「市議会議員」なのでしょうか。

○ 特別そのように書き換える必要はないと思います。

委員長 どうでしょうか。原案のままで良いですか。

一同 賛成

委員長 続いて議員の責務の規定についてお願いします。

事務局 ここでは二つの意見がありまして、一つ目は「研鑽」という字句を「研さん」に改めるべきという意見で、指摘されたとおり常用漢字ではない漢字ですので、平仮名に改めたいと思います。二つ目は、「議員としての倫理観」を「高い倫理観」に改めてはどうかというものです。

委員長 一つ目の「研鑽」については、やはり平仮名で書くべきだと思いますので、そのように修正したいと思います。二つ目ですが、「倫理観」か「高い倫理観」かです。

○ どのように捉えていいのかわからないのですが、議員という選良だから倫理観が高いんだという前提での話なのか、それとも議員という役割から言って高い倫理観が必要なんだという意味なのか、そのどちらなのか両方の意味を含めているのか、両方の意味を含めると、議員は偉いんだというような印象が含まれるような気がしてしまいます。

委員長 倫理観を持って活動するということですので、「高い」を加えても加えなくても意味は同じなんでしょうね。それ自体十分重たい意味だと思います。

○ 「議員としての倫理観」と考えたときにはどういう意味になるんでしょうね。職業的な役割的な倫理観ということでしょうか。

○ 役割ではないでしょうか。

○ 市民とは違う役割でしょうが、市民よりもウエイトが高く、お前たちとは違うよという優越感に繋がるような気がします。

委員長 それは「高い」というように書き加えた場合のことですね。倫理観というのはいろいろな意味があるんでしょうね。無免許運転で逮捕された議会議員を住民がリコールしたという新聞報道もありましたが、その方は倫理観が欠如していたということになるんでしょうね。

○ そういうことから考えると、ごく普通の倫理観を持っていただければ十分なのではないでしょうか。

○ 思いがあって「高い」と言っているのでしょうか、普通で良いでしょう。

○ そうですね。不要ですね。

委員長 それでは、「研さん」の平仮名表記にして、後は原案のまましたいと思います。

○ それに合わせて「議員としての倫理観」の「議員としての」は削ってはどうか。

委員長 そのご意見についてはどうですか。ご意見ありますか。確かに「議員としての」が無くても意味は通じます。書くことによって強い意味は出てきます。

○ 「使命感」の方は、何かの使命ということになると思いますので、これは議員としての使命だろうと思います。倫理観の方は交通違反の話ではありませんが、普通に倫理観で良いのじゃないかな。「議員としての」と入れると、期待感が強まるので残しておいて良いのではないのでしょうか。

委員長 それではこのままにいたしましょう。

続いて第9条第3項市長の責務の規定部分についてお願いします。

事務局 ここでは、市長の責務に規定している組織運営に関して、「効率的な組織運営」を「効率的で効果的な組織運営」と「効果的」を加える必要があるのではないかという意見が出ています。

委員長 これについてはいかがでしょうか。多くの場合、「効果的で効率的」というように用います。他の条文でも「効果的で効率的」というようにしていますが、ここで敢えて「効率的」だけにした理由はあったでしょうか。

事務局 敢えて「効率的」だけにしたという議論ではありませんでした。

委員長 「効果的で効率的」という表現は、行政評価、財政運営それと市長の責務のところに加えるかということで、統一して用いるということにするか、行政評価の結果に基づく行政運営や財政運営は「効果的かつ効率的」で、市長の組織運営は「効率的」のみというように使い分けるのかということになります。どうでしょうか。効果的を加えた方が良いのではないのでしょうか。

○ 効果は、結果に着目した用例で、効率はそれに至る手段がどうかという意味の違いなんだろうが、その二つを使い分けて書き分ける必要はなく、セットで用いるのが適当なのではないでしょうか。ただ、読み比べてみると「な」と「に」の使い分けが出来ていないように思います。

委員長 「財源の効果的かつ効率的な活用」の場合は、活用という名詞にかかっていますので、形容詞的に用いていることから「な」と、「効率的かつ効果的に事務を執行する」の場合は、執行するという動詞にかかっていますので副詞として「に」というように使い分けられていますね。

○ その場合でも、「効率的かつ効果的な事務」というように事務にかけても良いのではないのでしょうか。

委員長 そのような表記でも構いませんね。

○ 順序としては、効率的に物事を進めた結果、効果が上がったというように、効率的で効果的という順番になると思いますがいかがでしょうか。

○ 事の順序としてはそのとおりですね。

委員長 副詞と形容詞の使い方の統一の件と言い回しの順序について議論をしたいと思います。

○ 順番については「効率的で効果的」が良いと思います。

委員長 他の自治体ではどうでしょうね。函館市の財政運営の規定では「効率的」が先ですね。

○ 札幌市も行政評価の規定で「効率的」を先に書いていますね。

委員長 そうですね。効率的を先にしているところが多いようですね。

○ 事柄の順序から考えて効率的を先にしたということで良いのではないですか。

委員長 論理的にそう整理しても良いと思いますし、「効果的」というのを前面に出したければ、先にしても構わないと思います。それでは、ここでは「効率的」が先ということでいいですか。

一同 賛同

委員長 それでは、事務局は条文の修正をお願いします。次に、職員の責務の規定内容について説明をお願いします。

事務局 この部分のポイントは二つです。一つは、「市民の視点に立って」という文言を追加すること、もう一つは「職務の執行」を「職務の遂行」に改めるという意見です。

委員長 これは前にも議論しましたね。「全体の奉仕者」という表現を止めて、「市民と共に考え、市民の気持ちに共感し」というようなことを書くことにしました。それに「市民の視点に立って」というのを加えてはどうかということです。

○ 私は、「市民の視点」という比喩的な表現が少し気になります。市民のためのことをしなさいということなんでしょうか。「市民のために」ということだと具体的だと思います。あまりこだわりませんが、どうでしょうか。

委員長 「市民のために」「市民の立場で」「市民の目線で」などの表現もありますがどうでしょう。「市民の視点に立って」という表現については議論しましたよね。そして、使わないことにしたはずですがどうでしたか。

事務局 そのとおりで、議論をして使わないことになりました。

委員長 「市民の視点に立って」を抜くとどうでしょう。少し物足りない感じでしょうか。

事務局 修正前の規定文案に書き加えようとした場合は、少し馴染まない感じがありましたが、修正案に書き加える場合は、「市民と」「市民の」「市民の」というように3つ続くので、収まりは良いように思います。

○ 「市民の視点」の議論は、たくさんの視点があるので「市民の視点」とひとくくりにできないというものでしたが、たくさんの視点があっても良いのかもしれないね。

○ 多様な視点ということですね。

○ ひとつの視点ではないということで考えると、むしろ積極性がある良いと思います。

委員長 それではよく言われる「市民目線」という表現はいかがですか。

○ 少しだけ印象ですね。

委員長 そうですね。「市民の立場」では少し意味が変わってきますね。

○ 私は修正案に賛成します。

委員長 それでは修正案のように修正することでよろしいでしょうか。

○ 私はこの修正案に加え、「公正かつ誠実」の後に「丁寧に」というのを追加してはどうかと思います。

委員長 「公正かつ誠実かつ丁寧に」ということでしょうか。

○ 市長の意見は、そういうニュアンスなんでしょうね。公正かつ誠実では少し冷たいような印象ですよね。親切丁寧な対応ということなんでしょうね。

○ それでは誠実を親切に換えて、「公正かつ親切に」という表現はいかがでしょうか。公正、誠実、丁寧と3つつなげるのはくどい感じがします。

委員長 どうでしょうか。親切や丁寧というのはなかなか条例には規定しない語句ですが、用いることにしますか。

○ 修正案のままが良いのではないのでしょうか。

○ 公正や公平、誠実などはどのような意味かということ部会で議論し、辞書でも調べてこの程度は用いても良いということで公正で誠実というところに落ち着いています。

委員長 職員委員の方の意見はどうですか。

○ 市民と接する窓口業務においては、当然親切丁寧な対応をしなければなりません、業務はそれだけではないので、職務の遂行を親切にと言われてもピンとこないです。

委員長 そうですね。市民と接しない部署もありますね。

事務局 例えば、有害鳥獣の駆除を行っている部署から、親切な作業をしなければならないのかという指摘を受けたり、現実に財産の差押えや行政代執行を行う部署の業務について親切にとはどのようなことをすれば良いかと聞かれたりすることが考えられます。その場合適切な回答は難しいと思います。

委員長 そうですね。市長の職員に対する思いとして親切丁寧な対応というのはとても良く分かりますので、解説には市民対応の心構えとして親切丁寧な対応という例を挙げると良いでしょう。それではここでは誠実に職務を遂行ということにしたいと思います。

○ 大きくは、誠実という言葉には丁寧というようなニュアンスも含まれてますよね。

委員長 分かりました。それでは修正案どおりの修正としましょう。それでは本日はここまでにいたしましょう。次回は職員意見の続きを行います。また、本日はこの後フォーラムがありますので、皆さんよろしくお願いします。